

美容医療の特定継続的役務提供への追加について

公益社団法人日本美容医療協会

常任理事：西山真一郎

1. 協会における自主規制等の取組み（広告適正化、相談対応）

公益社団法人日本美容医療協会では、美容医療のトラブル原因の多くは、医療広告によるという事で、協会設立時から20年以上になりますが、広告の適正化という事に取り組んできました。

その主な内容は、平成6年に医療広告の自主規制コードを作り当時の厚生省から、都道府県に通知して頂きました。

また、違法広告に対し、それを出している医院、広告会社、出版社に対し一つ一つ違法広告である部位を指摘し修正して頂けるよう文章を送付しました。

さらに、美容医療と広告という論文を、日本美容医療協会のホームページにのせ公開するとともに同名学会が2つある日本美容外科学会の両方に論文として載せました。

医療広告ガイドラインの最後の表の一つずつ文言を載せ、それが広告可能か不可か、その理由も載せました。

また、電話相談やネットでの相談を受けている中で、金銭の問題も多々あり、下記のような実態があります。これらに関しては当協会のHPに載せて注意するように働きかけています。

- ・包茎問題として必要のない処置をして値を吊り上げていく所謂トッピング商法、・・・主に包茎専門クリニック
- ・手術費を不当に低く見せる手法、例えば今手術すれば半額、それでも高いという場合は、モニターになればもっと安くする、と言って有り得ない金額を最初に言い、次第に下げる事によりいかにも安くなったように見せる詐欺行為的な方法・・・一部のチェーン店に多い
- ・いかにも安い金額の広告をしていて、実際は他の色々な部位の脱毛を進める・・・エステ店に多い

・施術の予約をしたが解約したいと言った時に、キャンセル料を払えと言われたが、幾らが適正か。 等

キャンセル料に関しては医療法の中には決まりは無いと思いますが、協会の相談室には時に相談があります。協会理事会では、ホテル等のキャンセル料と同じにしてはどうかといった意見がありますが、まだ積極的な動きはありません。

当協会は医師によって構成されているため、医療行為のトラブルに関してはお答え出来るのですが、これら金銭的なトラブルに対しては弁護士の先生を紹介するようにしております。

トラブルを起こす医院を考えますと、殆どが広告にお金をかけ患者を呼び込もうとしているところばかりです。広告をきちんと取り締まるのが先決ではないでしょうか。

当協会には様々な委員会があり、会員委員会において入会時に会員資格の審査をしたうえで理事会でも審査しているところ、医道委員会もあり、患者からのクレームが協会に届けば、内容を確認した上で回答し、医者の方にももし改善が必要と思われるものがあればその旨お伝えしていきます。

さらに、広告の規制を守っていることや過去3年に医師法に違反していないこと等、協会の定める認定基準を満たしている医師（形成外科専門医と美容外科専門医）には、審査のうえ適正認定医（マル適）として認定証を交付しています。

2. 美容医療従事者について

当協会の会員数は約500名です。主に形成外科を学んだ後、日本美容外科学会（JSAPS）会員となった者が会員になります。

日本美容外科学会（JSAPS）の他に、開業医を中心とした日本美容外科学会（JSAS）という学会があり、正式に会員名簿が出ているのは公益社団法人日本美容医療協会とJSAPSです。JSASはそのホームページ上に会員名簿がありますが、希望者は載せないということですので、全て載せているようではないようです。

どちらの学会に属していない美容外科医の人数は不明ですが、当協会会員の組織率は50%程度と思います。

3. 美容医療が特商法の対象となった場合の影響について

当協会の会員で目につくような違法広告をしている者は非常に少ないと思います。特商法の対象となりそうな契約は、脱毛やシミのような一度で解決出来ないものではないかと思えます。しかしながら、これらについても都度払いにすれば、特商法の対象となりえず、全く問題を生じないと考えております。

当協会理事は下記のとおり意見を述べております。

- 1、 医療行為全般について特商法で規制することについては違和感がある。
- 2、 美容医療に対し特商法を適応する事については賛成。
- 3、 法律が適用されたとき、影響があるのはチェーン展開してキャンペーン割引しているような医院ではないか。
- 4、 前払い(チケット制等)の場合の返金に影響が出るが、その場合でも、特商法の規定では、既に施術した分まで返金しなければならないという事ではないので、あまり問題にならないと思う。
- 5、 例えば医療脱毛1回3万円、5回セットなら12万円などの場合やピーリングのセット料金については、施術していない分の解約が返金対象になるのならいいと思う。

一部のクリニックでは、不当に高額な契約もされているようであり、そのような料金の返還があってもいいと思う。医師が料金を告げているのではなく、事務員が取り囲んで契約させているようなものは、少なくとも問題だと思う。